

チャレンジ鹿児島労働局（20年11月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

10月の有効求人倍率は0.47倍で 前月を0.02ポイント下回る

鹿児島県の10月の有効求人倍率（季節調整値）は0.47倍（前月0.49倍）と、前月を0.02ポイント下回り、また、新規求人倍率（季節調整値）は0.75倍と前月を0.03ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比12.2%の減で、9か月連続で減少しました。

産業別では、運輸業（21.6%増）が11ヶ月ぶりに増に転じ、医療・福祉（1.3%増）も3ヶ月ぶりに増に転じました。一方で、建設業（24.7%減）は15ヶ月連続、卸売・小売業（8.3%減）も9ヶ月連続の減となり、飲食店・宿泊業（2.1%減）も再び減となりました。

新規求職者数は前年同月比7.0%の増と、2ヶ月連続の増となりました。

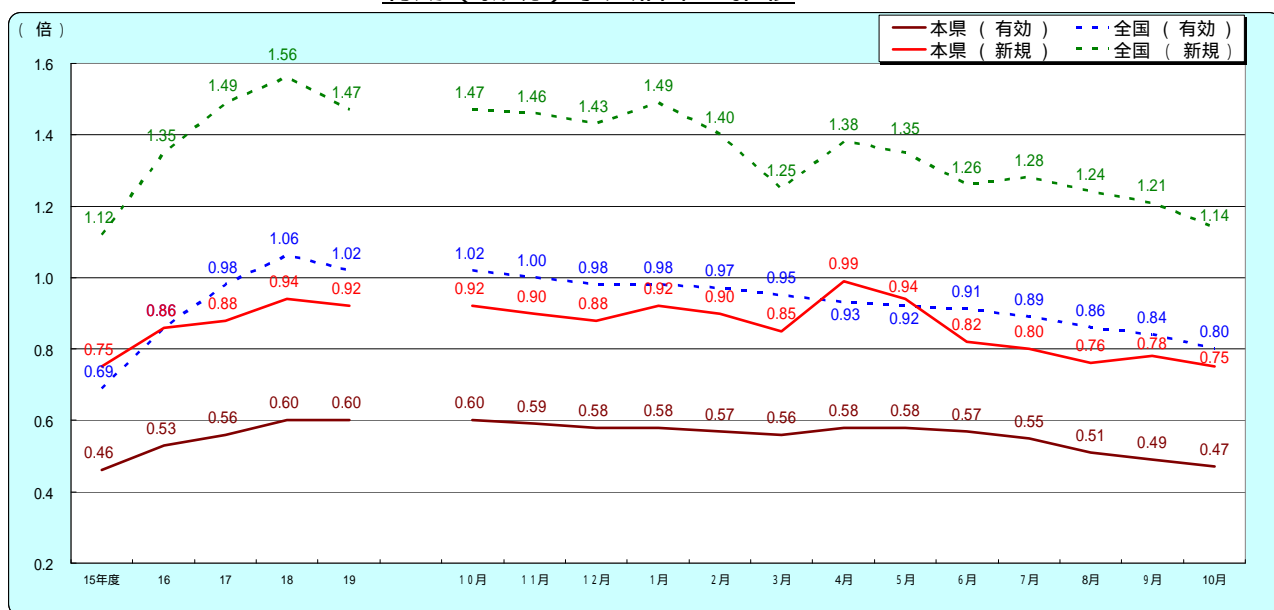
新規常用求職者の態様別では、在職求職者（15.4%増）は16か月連続で増加し、また、離職求職者（5.3%増）、無業求職者（4.6%増）も2ヶ月連続の増となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者（21.2%増）は5か月連続の増となり、自己都合離職者（0.0%）は昨年と同水準となりました。

今後の雇用失業情勢については、景気が後退局面にある中で、新規求人は当面低下傾向で推移すると思われます。一方、新規求職は雇用保険受給者が増加基調にあることや、在職者及び団塊の世代等の求職も増加が予想されることから、全体としても増加傾向で推移するものと思われます。

鹿児島労働局では厳しい雇用情勢の下、今後ともより積極的な求人確保対策を中心に、的確な求人情報の提供と職業相談の充実に努めてまいります。（職業安定部職業安定課）

有効（新規）求人倍率の推移



自動車（新車）小売業最低賃金と 百貨店，総合スーパー最低賃金の2つの 特定（産業別）最低賃金が改正されました

鹿児島労働局長は、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金と鹿児島県百貨店，総合スーパー最低賃金の2つの特定（産業別）最低賃金を改正しました。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金は、現行額681円を11円引上げて1時間当たり692円にすることとし、本年12月17日から発効することとなりました。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正については、本年9月9日に鹿児島労働局長が鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問し、本年10月22日に同審議会から答申があり、法定の手続きを経て、答申の意見どおりに改正することになったものです。

また、鹿児島県百貨店，総合スーパー最低賃金は、現行額659円を6円引上げて1時間当たり665円にすることとし、本年12月26日から発効することとなりました。鹿児島県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正については、本年9月9日に鹿児島労働局長が鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問し、本年10月30日に同審議会から答申があり、法定の手続きを経て、答申の意見どおりに改正することになったものです。

なお、鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金については、本年4月1日から改訂された日本標準産業分類が施行されたことに伴い、同年11月4日に鹿児島地方最低賃金審議会から、その件名（名称）表記を「鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」に変更した上で、現行額677円を8円引上げて1時間当たり685円とする旨の答申を得ているところであり、現在、12月中の発効を目指した手続きが進められています。

（労働基準部賃金室）

若者のための「企業説明会&就職面接会」を 12月22日に開催

ヤングハローワークかごしま及び鹿児島県若者就職サポートセンターでは、35歳までの若年者（学生は除く）の就職を支援するため、平成20年12月22日（月）に鹿児島商工会議所（AIM）ビル4階AIMホールにおいて「企業説明会&就職面接会」を開催します。

当日は12時30分に受付開始、13時から企業説明会、14時から就職面接会になります。求職者は、事前予約は不要ですが履歴書及びハローワークカード（ない方は当日受付可）を持参してください。

参加企業は18社程度を見込んでいます。

参加企業については、鹿児島県若者就職サポートセンターのホームページ

<http://www.c-work-kagoshima.jp/> で、

12月18日からお知らせします。

問合せ先 ヤングハローワークかごしま

(TEL 099 - 224 - 3433) (FAX 099 - 224 - 3250)

(職業安定部職業安定課)

12月15日から1月15日は「年末年始無災害運動」

年末年始無災害運動は、年末年始に多発する傾向にある労働災害、交通労働災害等の災害を防止することを目的に、毎年、厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動として続けられ、本年で38回目を迎えます。

本年度のスローガンは「目配り 気配り 安全確認 無事故でつなぐ 年末年始」です。

趣旨は、「一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるため、年末年始のあわただしい時期にこそ、「安全最優先」の考え方を基本に、あわてず、手を抜かず、作業前点検の実施、作業手順の遵守、非定常作業における安全確認、交通ルールの徹底等、原点に立ち返ってこれを実施することが必要」であります。

鹿児島労働局においても、事業場における年末年始の労働災害防止徹底が図られるよう本運動についての広報等情報提供と実施期間中の県内労働災害防止団体等が行う災害防止大会等へ支援協力を行うこととしております。

(労働基準部安全衛生課)

建設現場安全パトロール(11月)に局長参加 = 年末に向け一層の安全対策の強化を呼びかけ！ =

県内の平成20年業種別労働災害死傷者数(10月末)は、昨年同期に比べ、全産業において11人の減少となっているが、建築工事業においては5人の増加となっています。また、死亡災害についても、全産業において7人の減少となっているものの、建築工事業においては1人増の3人が死亡しています。

鹿児島労働局では、これから労働災害の発生頻度が高くなる年末に向けて、安全管理対策のより一層の強化を局長から直接要請するため、11月26日に鹿児島県建築協会が行う鹿児島市内の2カ所の建築現場安全パトロールへ佐々木労働局長が参加しました。

(労働基準部安全衛生課)



鹿児島県建築協会との合同安全パトロール

11月20日に交通労働災害防止を目的とする 「交通労働災害防止対策関係機関連絡協議会」を開催

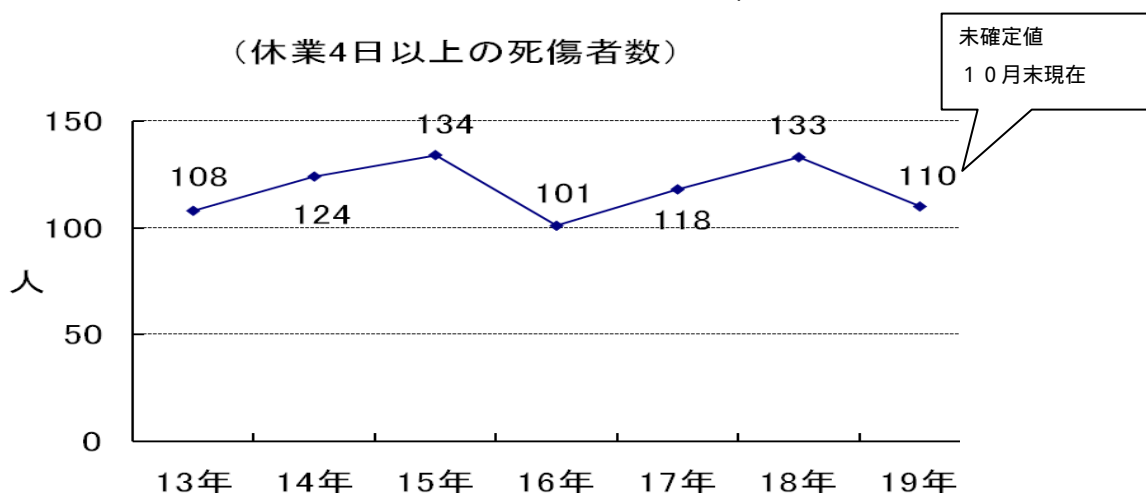
交通労働災害は、全国的に見て多発傾向にあり、その死傷者数は労働災害による死亡者数の約3割を占め、かつ、幅広い業種で発生している状況にあります。

鹿児島労働局管内においても平成17年から19年までの3年間で、全産業の休業4日以上の死傷者数の約6%、死亡者数の25%を占めることから、今年改正された「交通労働災害防止のためのガイドライン」の普及徹底に努めるとともに関係行政機関、関係事業者団体等が連携、協力して交通労働災害防止を積極的かつ効果的に推進することを目的とする「交通労働災害防止対策関係機関連絡協議会」を11月20日(木)に鹿児島合同庁舎第2会議室(鹿児島市山下町13番21号3階)において開催されました。

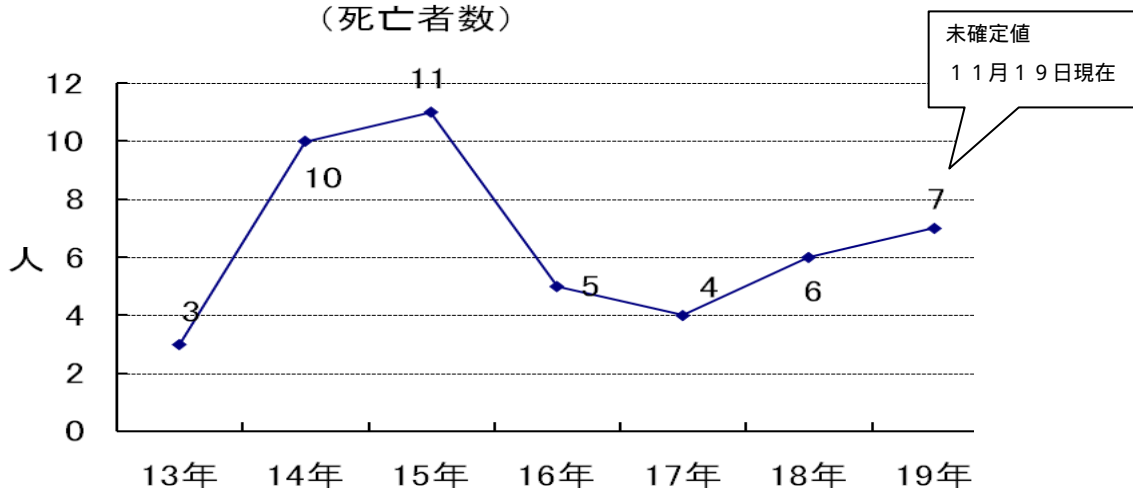
当日は、国、県の4行政機関と県内の4関係事業者団体が出席し、交通労働災害の発生状況等に係る情報交換及び防止対策について協議が行われました。

鹿児島県内の交通労働災害(道路)の推移

(休業4日以上の死傷者数)



(死亡者数)





交通労働災害防止対策関係機関連絡協議会開催状況